

所沢都市計画事業
(仮称)三ヶ島工業団地周辺土地区画整理事業

環境影響評価書

令和5年9月

所 沢 市

目 次

序章 環境影響評価書の目的と経緯	序-1(1)
序.1 環境影響評価書の目的	序-1(1)
序.2 評価書作成までの経緯	序-1(1)
序.3 準備書の修正概要	序-3(3)
第1章 都市計画決定権者の名称	1-1(127)
1.1 都市計画決定権者の名称及び所在地	1-1(127)
1.2 事業者の名称及び所在地	1-1(127)
第2章 都市計画対象事業の目的及び概要	2-1(129)
2.1 都市計画対象事業の名称	2-1(129)
2.2 都市計画対象事業の目的	2-1(129)
2.3 都市計画対象事業の実施区域	2-1(129)
2.4 都市計画対象事業の規模	2-5(133)
2.5 都市計画対象事業の実施期間	2-5(133)
2.6 都市計画対象事業の実施方法	2-6(134)
第3章 関係地域	3-1(165)
3.1 環境に影響を及ぼす地域の基準	3-1(165)
3.2 環境に影響を及ぼす地域	3-1(165)
第4章 地域の概況調査	4-1-1(167)
4.1 社会的状況	4-1-1(167)
4.2 自然的状況	4-2-1(239)
第5章 調査計画書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	5-1(353)
第6章 調査計画書についての知事の意見	6-1(355)
第7章 第5章及び第6章の意見についての事業者の見解	7-1(357)
7.1 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解	7-1(357)
7.2 知事の意見と事業者の見解	7-2(358)

第 8 章 環境影響評価の調査項目及び調査方法	8-1(361)
8.1 環境影響要因の把握	8-1(361)
8.2 環境影響評価項目の選定	8-1(361)
8.3 調査方法等	8-5(365)
8.4 調査の実施時期	8-11(371)
第 9 章 第 8 章の選定についての知事の技術的助言の内容	9-1(373)
第 10 章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果	10-1-1(375)
10.1 大気質	10-1-1(375)
10.2 騒音・低周波音	10-2-1(481)
10.3 振動	10-3-1(539)
10.4 悪臭	10-4-1(569)
10.5 水質	10-5-1(581)
10.6 水象	10-6-1(601)
10.7 土壌	10-7-1(609)
10.8 動物	10-8-1(619)
10.9 植物	10-9-1(667)
10.10 生態系	10-10-1(681)
10.11 景観	10-11-1(697)
10.12 自然とのふれあいの場	10-12-1(733)
10.13 史跡・文化財	10-13-1(751)
10.14 日照障害	10-14-1(755)
10.15 電波障害	10-15-1(767)
10.16 廃棄物等	10-16-1(779)
10.17 温室効果ガス等	10-17-1(795)
第 11 章 環境の保全のための措置	11-1(813)
11.1 予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置	11-1(813)
11.2 大気質	11-1(813)
11.3 騒音・低周波音	11-4(816)
11.4 振動	11-6(818)
11.5 悪臭	11-7(819)
11.6 水質	11-8(820)
11.7 水象	11-8(820)
11.8 土壌	11-9(821)
11.9 動物	11-10(822)
11.10 植物	11-11(823)

11. 11 生態系	-----	11-11(823)
11. 12 景観	-----	11-12(824)
11. 13 自然とのふれあいの場	-----	11-12(824)
11. 14 史跡・文化財	-----	11-13(825)
11. 15 日照障害	-----	11-13(825)
11. 16 電波障害	-----	11-14(826)
11. 17 廃棄物等	-----	11-15(827)
11. 18 温室効果ガス等	-----	11-16(828)
第 12 章 都市計画対象事業の実施による影響の総合的な評価	-----	12-1(831)
12. 1 環境影響評価項目の環境影響評価の概要	-----	12-1(831)
第 13 章 事後調査の計画	-----	13-1(869)
13. 1 事後調査項目並びに選定項目のうち事後調査項目から 除外する項目及びその理由	-----	13-1(869)
13. 2 調査方法等	-----	13-4(872)
13. 3 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが 明らかになった場合の対応方針	-----	13-10(879)
13. 4 事後調査の実施体制	-----	13-10(879)
第 14 章 環境影響評価の受託者の名称, 代表者の氏名及び所在地	-----	14-1(881)
第 15 章 準備書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	----	15-1(883)
第 16 章 準備書についての知事の意見	-----	16-1(885)
第 17 章 第 15 章及び第 16 章の意見についての都市計画決定権者の見解	-----	17-1(889)

本書に掲載した地図は、国土地理院発行の基盤地図情報を基図として使用している。

序章

環境影響評価書の目的と経緯

序章. 環境影響評価書作成までの経緯等

序.1 環境影響評価書について

本書は、「埼玉県環境影響評価条例」(平成6年12月, 埼玉県条例第61号)に基づき, 令和4年12月20日付で知事に提出した「所沢都市計画事業(仮称)三ヶ島工業団地周辺土地区画整理事業環境影響評価準備書」(以下, 「準備書」という。)の記載事項について, 住民等の意見及び知事意見の内容を踏まえて検討を加え, 埼玉県環境影響評価条例に基づき, 「所沢都市計画事業(仮称)三ヶ島工業団地周辺土地区画整理事業環境影響評価書」(以下, 「評価書」という。)をとりまとめたものである。

序.2 評価書作成までの経緯

評価書作成までの経緯を表1に示す。

表1 評価書作成までの経緯

項目	年月日	備考
調査計画書提出	平成31年1月7日	都市計画決定権者→知事
関係地域決定通知	平成31年1月8日	知事→都市計画決定権者 関係地域: 所沢市, 入間市, 狭山市, 東京都瑞穂町
調査計画書公告・縦覧	平成31年1月11日 ～平成31年2月12日	公告: 平成31年1月11日 縦覧: 平成31年1月11日 ～平成31年2月12日 縦覧場所: ・埼玉県環境部環境政策課 ・埼玉県西部環境管理事務所 ・所沢市役所5階都市計画課 ・所沢図書館本館 ・三ヶ島まちづくりセンター ・入間市役所環境課 ・入間市立藤沢公民館 ・入間市立宮寺公民館 ・狭山市環境課 ・狭山市中央図書館 ・水野公民館 ・瑞穂町町民会館2階入り口 ・元狭山コミュニティセンター ・けやき館
調査計画書説明会	平成31年2月2日	元狭山コミュニティセンター(瑞穂町)
	平成31年2月3日	宮寺公民館(入間市)
	平成31年2月3日	藤沢公民館(入間市)
	平成31年2月4日	藤沢公民館(入間市)
	平成31年2月7日	所沢市役所(所沢市)
	平成31年2月9日	水野公民館(狭山市)
	平成31年2月10日	所沢市役所(所沢市)
調査計画書についての住民等の意見書提出期間	平成31年1月11日 ～平成31年2月26日	意見書数: 4件

項目	年月日	備考
技術審議会第1回小委員会	平成31年1月31日 平成31年2月5日	
技術審議会第2回小委員会	平成31年3月14日	
調査計画書についての知事意見受理	平成31年3月29日	知事→都市計画決定権者
調査計画書記載事項変更に係る手続等免除承認申請	令和4年11月22日	都市計画決定権者→知事
同申請承認	令和4年12月2日	知事→都市計画決定権者
準備書提出	令和4年12月20日	都市計画決定権者→知事
準備書公告・縦覧	令和5年1月10日～ 令和5年2月10日	公告：令和5年1月10日 縦覧：令和5年1月10日 ～令和5年2月10日 縦覧場所： ・埼玉県庁環境政策課 ・埼玉県庁県政情報センター ・埼玉県西部環境管理事務所 ・熊谷図書館(埼玉県立図書館) ・久喜図書館(埼玉県立図書館) ・所沢市役所市街地整備課 ・所沢市立所沢図書館本館 ・三ヶ島まちづくりセンター ・入間市役所環境課 ・藤沢公民館 ・宮寺公民館 ・狭山市役所環境課 ・狭山市立中央図書館 ・水野公民館 ・瑞穂町役場 ・元狭山コミュニティセンター ・瑞穂町郷土資料館 けやき館
住民等の意見の提出	令和5年1月10日～ 令和5年2月24日	意見書数：0件
準備書説明会	令和5年1月22日	元狭山コミュニティセンター(瑞穂町)
	令和5年1月22日	水野公民館(狭山市)
	令和5年1月24日	藤沢公民館(入間市)
	令和5年1月25日	所沢市役所(所沢市)
	令和5年1月28日	所沢市役所(所沢市)
	令和5年1月29日	宮寺公民館(入間市)
	令和5年1月29日	藤沢公民館(入間市)
技術審議会第1回小委員会	令和5年3月9日	
技術審議会第2回小委員会	令和5年4月14日	
技術審議会	令和5年5月10日	
庁内調整会議	令和5年3月14日	
準備書についての知事意見受理	令和5年6月14日	
準備書記載事項変更に係る手続等免除承認申請	令和5年7月18日	
同申請承認	令和5年8月25日	
評価書提出	令和5年9月22日	

序.3 準備書の修正概要

評価書は、「埼玉県環境影響評価条例」、「埼玉県環境影響評価条例施行規則」及び「埼玉県環境影響評価技術指針」に基づき作成した。

評価書の作成に当たっては、準備書に対する知事意見を踏まえ、準備書の内容について再検討を行い、記述の追加・修正等を行った。主な追加・修正事項等を表3に示す。

なお、本表は、主要な修正の概要を示すものであり、誤字・脱字等の軽微な訂正については、含めていない。

参考に、調査計画書及び準備書の記載事項について埼玉県知事の承認を得て変更した事項は、以降に示す調査計画書記載事項変更に係る手続等免除承認申請書及び準備書記載事項変更に係る手続等免除承認申請書に示すとおりである。

表2 追加・修正区分

区分	内容
A	住民等の意見、知事意見、技術審議会等の指摘事項に対して追加・修正等を行った。
B	内容の充実、又は分かりやすくするため、文章等の追加・修正等を行った。
C	その他

表3 環境影響評価準備書からの主な追加・修正事項とその内容

No.	追加・修正を行った項目	追加・修正内容	修正理由	準備書での頁	評価書での頁
第4章 地域の概況調査					
1	4.2 自然的状況 4.2.2 水質、底質、水象その他の水に係る環境の状況 (2) 発生源の状況	「水質汚濁防止法に基づく特定事業場等数」を記載する必要があるため、表タイトル及び表の内容を修正した上で、本文についても修正を行った。	A	4-2-29	4-2-29
2	4.2 自然的状況 4.2.3 土壌及び地盤の状況 1) 土壌	調査地域及び計画地内の表層土壌に関する記載内容を修正した。	A	4-2-35	4-2-35
第10章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果					
3	10.2 騒音・低周波音 10.2.3 評価 2) 工事(資材運搬等の車両の走行)による影響(騒音) 4) 存在・供用(自動車交通の発生)による影響(騒音)	環境基準を満たしていない地点の基準や目標との整合性に係る評価について、説明を修正した。	A	10-2-52, 10-2-56	10-2-52, 10-2-56
4	10.8 動物 10.8.1 調査 5) 調査結果	爬虫類の説明文書中の種数等について、修正した。	C	10-8-28	10-8-28
5	10.9 植物 10.9.1 調査 2) 調査方法	図10.9-2 凡例に、調査範囲(周囲200m)を追加した。	A	10-9-3	10-9-3
6	10.11 景観 10.11.1 調査 (3) 主な眺望景観の状況	計画地の眺望状況について、説明を加筆した。	B	10-11-12 ~10-11-23	10-11-12 ~10-11-23
7	10.11 景観 10.11.2 予測 (3) 予測条件 (6) 予測結果	知事意見に基づき景観資源および眺望景観への影響について、予測結果を修正した	A	10-11-24 ~10-11-32	10-11-24 ~10-11-32

No.	追加・修正を行った項目	追加・修正内容	修正理由	準備書での頁	評価書での頁
8	10.11 景観 10.11.3 評価 (2) 評価の結果	知事意見に基づき、環境保全措置として、進出企業に対して計画建物のデザインや色彩を「埼玉県景観計画」及び「所沢市ひと・まち・みどりの景観計画」の基準を遵守するよう要請する旨を追記した。	A	10-11-34	10-11-34, 10-11-35
9	10.16 廃棄物等 10.16.1 予測 1) 工事(造成等の工事)による影響 (進出企業の計画建物の建築工事に伴う廃棄物)	知事意見に基づき、工事(造成等の工事(進出企業の計画建物の建築工事))に伴う廃棄物の発生量(産業廃棄物)について、最新の発生原単位(建設副産物実態調査(平成30年3月, 国土交通省))を用いて再予測を行った。	A	10-16-1 ~10-16-4	10-16-1 ~10-16-5
10	10.16 廃棄物等 10.16.1 予測 4) 存在・供用(施設の稼働)による影響(廃棄物)	知事意見に基づき、施設の存在・供用に伴う廃棄物の発生量(事業系産業廃棄物)について、実際に立地が想定される製造業全般の発生原単位を用いて再予測を行った。また、施設の存在・供用に伴う事業系一般廃棄物の発生量について、予測評価を行い、追記した。	A	10-16-7 ~10-16-9	10-16-8 ~10-16-11
11	10.16 廃棄物等 10.16.2 評価 1) 工事(造成等の工事)による影響 (廃棄物, 残土)	工事(造成等の工事(進出企業の計画建物の建築工事))に伴う廃棄物の発生量(産業廃棄物)の再予測結果に基づき、評価の記載内容を修正した。	A	10-16-12	10-16-14
12	10.16 廃棄物等 10.16.2 評価 2) 存在・供用(施設の稼働)による影響(廃棄物, 雨水及び処理水)	施設の存在・供用に伴う廃棄物の発生量(事業系産業廃棄物)の再予測結果に基づき、評価の記載内容を修正した。	A	10-16-14	10-16-16
13	10.17 温室効果ガス等 10.17.1 予測 2) 存在・供用(施設の稼働, 自動車交通の発生)による影響	知事意見に基づき、存在・供用(施設の稼働)に伴う温室効果ガス(二酸化炭素)排出量について、実際に立地が想定される製造業全般の発生原単位を用いて再予測を行った。	A	10-17-10 ~10-17-11	10-17-10 ~10-17-11
14	10.17 温室効果ガス等 10.17.2 評価	知事意見に基づき、存在・供用(施設の稼働)に対する環境保全措置として、進出企業に対する対策の例示を記載した。	A	10-17-14 ~10-17-17	10-17-14 ~10-17-17
第11章 環境の保全のための措置					
15	11.12 景観	No.8の追記内容を反映した。	A	11-12	11-12
16	11.18 温室効果ガス等	No.14の追記内容を反映した。	A	11-16	11-17
第12章 対象事業の実施による影響の総合的な評価					
17	表12.1-1(10) 総合評価 騒音・低周波音 表12.1-1(12) 総合評価 騒音・低周波音	No.3の修正内容を反映した。	A	12-11, 12-13	12-11, 12-13
18	表12.1-1(27) 総合評価 景観	No.7~8の追記・修正内容を反映した。	A	12-28	12-28
19	表12.1-1(32) 総合評価 廃棄物等 表12.1-1(33) 総合評価 廃棄物等	No.9~12の追記・修正内容を反映した。	A	12-33, 12-34	12-33, 12-34
20	表12.1-1(35) 総合評価 温室効果ガス等 表12.1-1(36) 総合評価 温室効果ガス等	No.13~14の追記・修正内容を反映した。	A	12-36	12-36, 12-37

No.	追加・修正を行った項目	追加・修正内容	修正理由	準備書での頁	評価書での頁
第13章 事後調査の計画					
21	13.1 事後調査項目並びに選定項目のうち事後調査項目から除外する項目及びその理由	知事意見及び説明会住民意見を踏まえ、事後調査項目に工事中の騒音、水質、土壌を追加した。	A	13-1 ～13-3	13-1 ～13-3
22	13.2 調査方法等 13.2.1 大気質	調査方法、調査地域・地点について、具体的に記載した。	A	13-4	13-4
23	13.2 調査方法等 13.2.2 騒音	説明会住民意見を踏まえ、工事（建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行）による騒音について、事後調査計画に追加した。	A	13-5	13-5
24	13.2 調査方法等 13.2.3 水質	知事意見に基づき、工事（造成等の工事）に伴う排水による公共用水域の浮遊物質量の濃度（SS濃度）について、事後調査計画に追加した。	A	- ※追加のため	13-6
25	13.2 調査方法等 13.2.4 土壌	知事意見に基づき、造成等の工事による土壌・廃棄物等への影響について、廃棄物対策工事中の環境調査を事後調査計画に追加した。	A	- ※追加のため	13-7
26	13.2 調査方法等 13.2.6 景観	知事意見に基づき、景観の事後調査計画について、林神社境内1地点を追加した。	A	13-7	13-9
第14章 環境影響評価の受託者の名称、代表者の氏名及び所在地					
27	代表者の氏名	代表者の氏名を変更した。	C	14-1	14-1

様式第5号(2)(第21条関係、第30条関係)

調査計画書記載事項変更に係る手続等免除承認申請書

令和4年11月22日

(あて先)

埼玉県知事

都市計画決定権者の名称 所沢市長 藤本 正人

担当課所名 街づくり計画部 市街地整備課

所在地 埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1

担当者職・氏名 主任 山賀 将来

電話番号 04-2998-9208

調査計画書の記載事項の内容の変更について、手続等を行わないことの承認を受けた
いので、埼玉県環境影響評価条例施行規則第30条第2項の規定により読み替えて適用
される埼玉県環境影響評価条例第21条第1項ただし書の規定により、変更内容検討書
を添えて、次のとおり申請します。

都市計画対象事業の名称	所沢都市計画事業 (仮称) 三ヶ島工業団地周辺土地区画整理事業
行わない手続等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 ・ 一部 ()
申請理由	事業計画の検討の進捗に伴い、計画地の範囲や事業の実施予定時期等を変更するとともに、調査計画書に対する知事意見等を勘案・配慮し、調査地点を追加したものであるため。

変更内容検討書

令和4年11月22日作成

1. 都市計画対象事業の名称

所沢都市計画事業(仮称)三ヶ島工業団地周辺土地区画整理事業

2. 変更の内容

「所沢都市計画事業(仮称)三ヶ島工業団地周辺土地区画整理事業環境影響評価調査計画書」(以下、「調査計画書」という。)からの変更内容は以下のとおりである。

追加・修正を行った項目		調査計画書での頁	追加・修正内容		備考
第2章 都市計画 対象事業 の目的及 び内容	2.2 都市計画対象事業の 目的	2	別紙1	本文について、所沢市都市計画マスタープランの改定に伴う内容について変更した。	変更理由①
	2.3 都市計画対象事業の 実施区域	3	別紙2	「図2.3-1 計画地の位置」について、計画地の範囲を変更した。	変更理由②
	2.3.1 計画地の位置				
	2.3.2 計画地の概況	5	別紙3	「写真2.3-1 計画地の状況」について、計画地の範囲を変更した。	変更理由②
	2.4 都市計画対象事業の 規模	6	別紙4	対象事業の面積を変更した。	変更理由②
	2.5 都市計画対象事業の 実施期間	6	別紙5	「表2.5-1 対象事業の実施予定時期」について、各工程の実施予定時期を変更した。	変更理由③
	2.6 都市計画対象事業の 実施方法	7	別紙6	「表2.6-1 土地利用計画」について、面積及び割合を変更した。また、「図2.6-1 土地利用計画図」について、計画地の範囲等を変更した。	変更理由②
	2.6.1 土地利用計画	8	別紙7		
	2.6 都市計画対象事業の 実施方法	7	別紙8	「表2.6-2 企業の業種等(予定)」について、用地面積を変更した。	変更理由②
2.6 都市計画対象事業の 実施方法	10	別紙9	「図2.6-2 供用時における関連車両の主要な走行経路」について、計画地の範囲等を変更した。	変更理由②	
2.6 都市計画対象事業の 実施方法	11	別紙10	「表2.6-3 工事工程」について、工種及び工事工程を変更した。	変更理由③	
2.6.9 工事計画					
第3章 調査項目	3.2 環境影響評価項目	15 16	別紙11 別紙12	環境影響評価項目の選定について、土壌を追加した。また、「表3-2 環境影響要因及び調査・予測・評価の項目との関連表」について、水質、土壌の記載内容を変更した。	変更理由③
第4章 選定項目 ごとの調 査、予測及 び評価手 法	4.1 大気質	19	別紙13	水銀等の予測・評価は行わないため、記載内容を削除した。	変更理由⑥
	4.2 騒音・低周波音	20	別紙14	道路交通騒音・振動・断面交通量の調査地点として、「⑩所沢市道4-1033号線」を追加した。	変更理由④
	4.3 振動	22	別紙15		
	4.4 悪臭	24	別紙16	調査地点「④住宅」、「⑤老人福祉センターやまゆり」を追加した。	変更理由⑤

追加・修正を行った項目		調査計画書での頁	追加・修正内容		備考
第4章 選定項目 ごとの調 査、予測及 び評価手 法	4.7 動物	31	別紙17	水生昆虫・底生生物について、河川底質調査を追加した。	変更理由④
	4.10 景観	38	別紙18	調査地点として、「⑧特別養護老人ホーム杏樹苑前」、「⑨稻荷神社」、「⑩計画地北東部交差点」、「⑪林神社」、「⑫林神社参道前」を追加した。	変更理由④
	4.11 自然とのふれあいの場	40	別紙19	調査地点として、「①地域住民が日常的に利用している散歩ルート」を追加し、「林自然ふれあいコース」については、地点②に変更した。	変更理由④

3. 変更の理由

- ①. 「所沢市街づくり基本方針（都市計画マスタープラン）」の改定に伴い、名称及び内容について変更した。
- ②. 既に土地利用がされている既存所沢三ヶ島工業団地及び都市計画施設である西部クリーンセンター市民持込みステーション等を本事業の施行区域から除外し、更に事業計画の検討を進めることにより、土地利用及び道路の配置に変更が生じたため、計画地の範囲等を変更した。
- ③. 事業計画の検討を進めることにより、事業の実施予定時期、工事内容及び工事工程を変更した。
- ④. 調査計画書についての知事意見を勘案・配慮し、調査地点を追加した。
- ⑤. 調査計画書についての説明会住民意見を勘案・配慮し、調査地点を追加した。
- ⑥. 進出予定企業に、石炭火力発電所、廃棄物焼却設備等、水銀等を排出する事業者を想定していないことから、記載内容を変更した。

4. 変更後の関係地域

計画地の範囲等の変更に伴う関係地域の変更は無い。

5. 変更後の環境影響評価の調査項目及び調査方法

事業計画の検討を進めることにより、工事内容に変更が生じ、環境影響評価項目の選定について、土壌を追加した。

別紙1 2.2 都市計画対象事業の目的

(1) 変更理由

「所沢市街づくり基本方針（都市計画マスタープラン）」の改定に伴い、名称及び内容について下線の箇所を変更した。

また、既に土地利用がされている既存所沢三ヶ島工業団地及び都市計画施設である西部クリーンセンター市民持込みステーション等を本事業の施行区域から除外し、下線の箇所を変更した。

(2) 変更内容

【変更前の内容】

2.2 都市計画対象事業の目的

所沢市では、市域全体の経済活動の活性化や雇用の創出を目指し、産業団地の創出に取り組んでいる。対象事業の実施区域（以下「計画地」という。）は、都心から30km圏内に位置し、交通の利便性が高い区域であり、「所沢市街づくり基本方針（都市計画マスタープラン）」において、「三ヶ島工業団地周辺地区」として、土地利用転換推進エリアに位置づけられている。また、「所沢市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の重点プロジェクトの一つである「産業用地創出による産業振興」において、地域経済の活性化を促進するとともに、市域全体の経済活動の活発化や雇用を生み出すことができるとして、この「三ヶ島工業団地周辺地区」を新たな産業用地とすることが掲げられている。

計画地内には、市街地内の住工混在の解消を目的として、2001年に環境事業団によって、所沢三ヶ島工業団地（約4.3ha）が整備され、地区計画が指定されており、工業団地としての操業環境の形成・維持が図られている。

計画地は平坦な土地が広がっており、一体的・計画的な面整備を行うことで、既存工業団地との相乗効果が期待できる産業団地の創出に取り組むとともに、道路等公共施設を適切に配置した良好な街づくりを実現するため、対象事業を実施する。

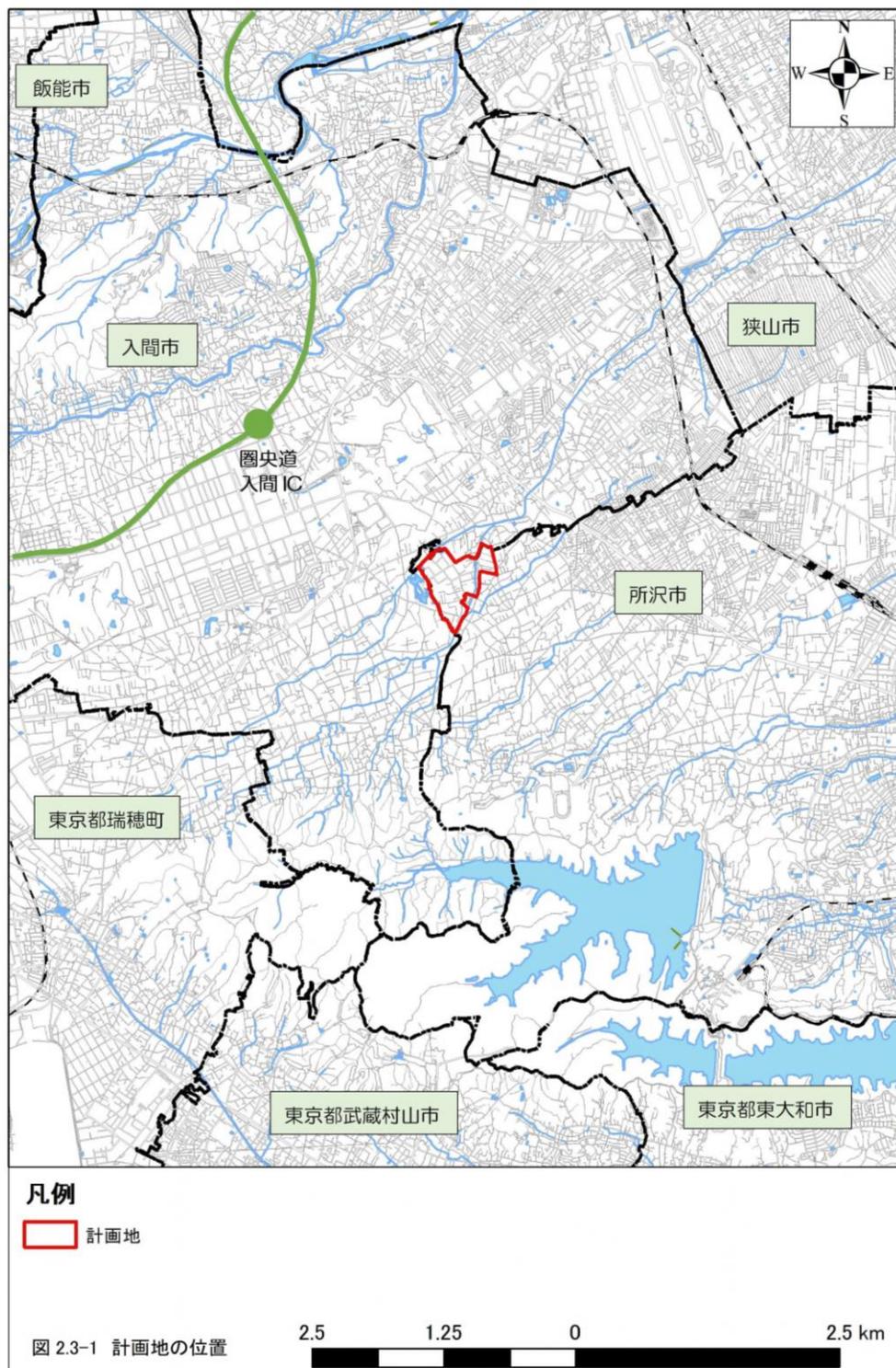
別紙2 図 2.3.1 計画地の位置

(1) 変更理由

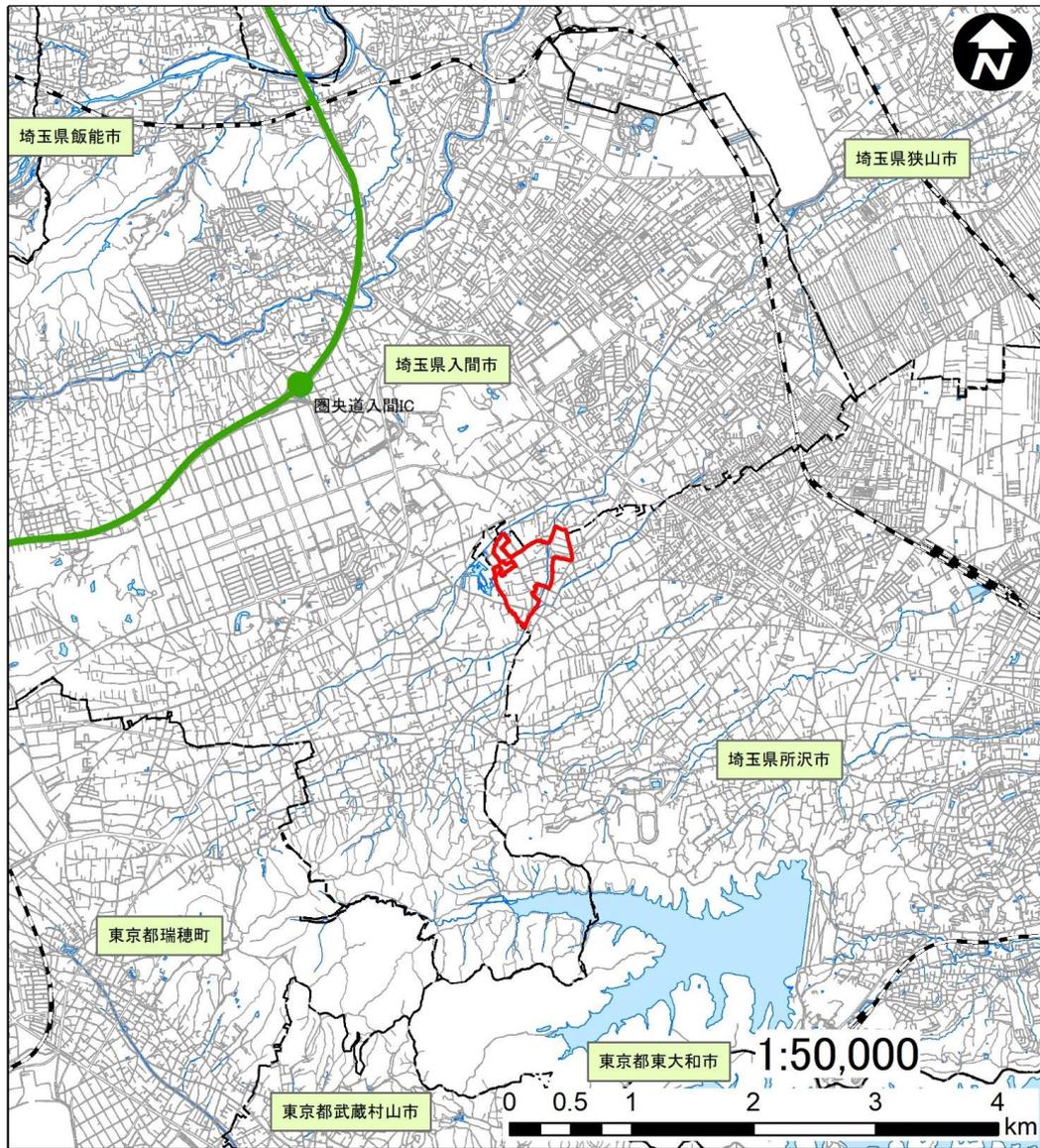
既に土地利用がされている既存所沢三ヶ島工業団地及び都市計画施設である西部クリーンセンター市民持込みステーション等を本事業の施行区域から除外し、「図 2.3-1 計画地の位置」を変更した。

(2) 変更内容

【変更前の内容】



【変更後の内容】



凡例

 計画地

図 2.3-1 計画地の位置

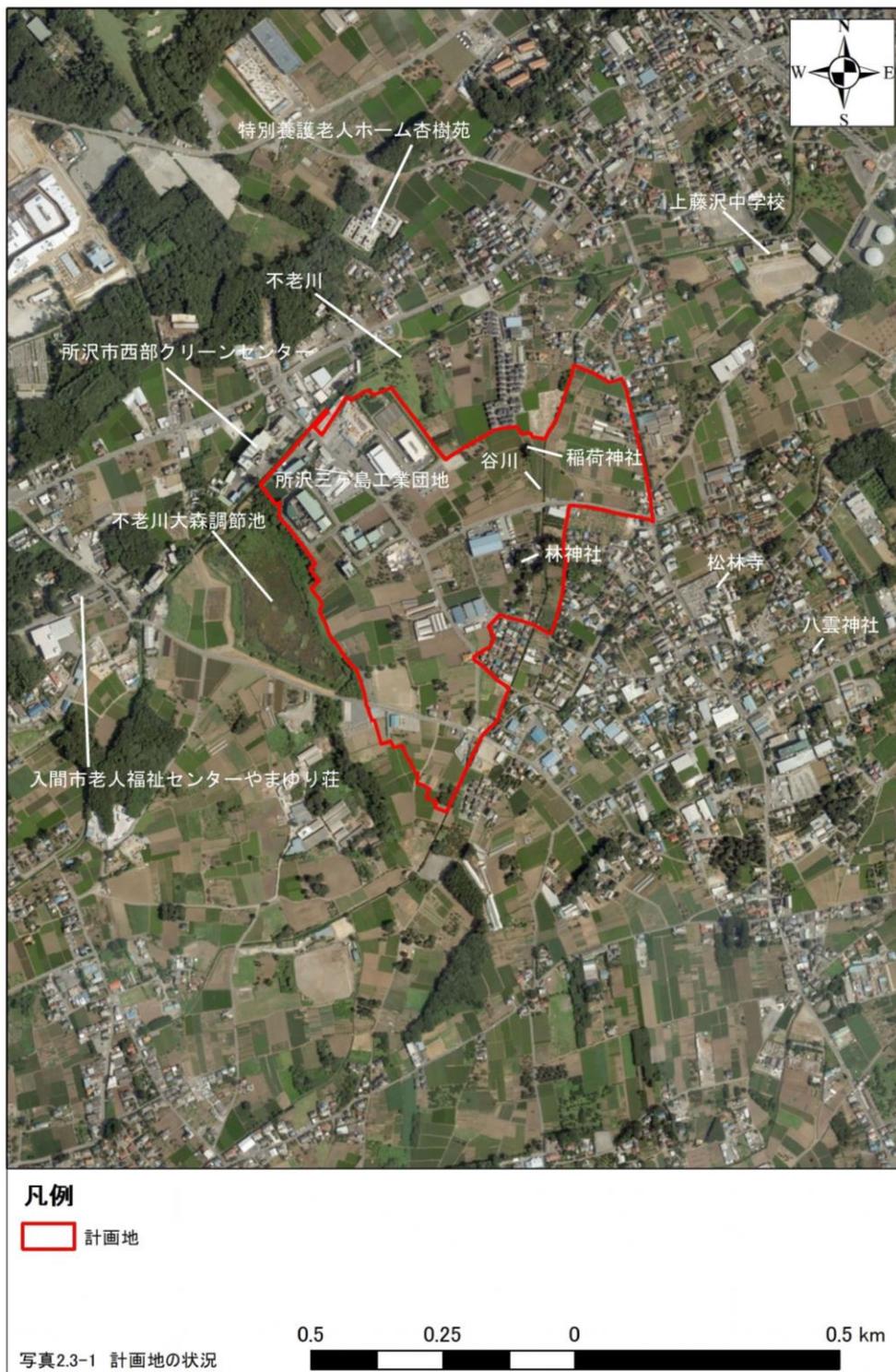
別紙3 写真2.3-1 計画地の状況

(1) 変更理由

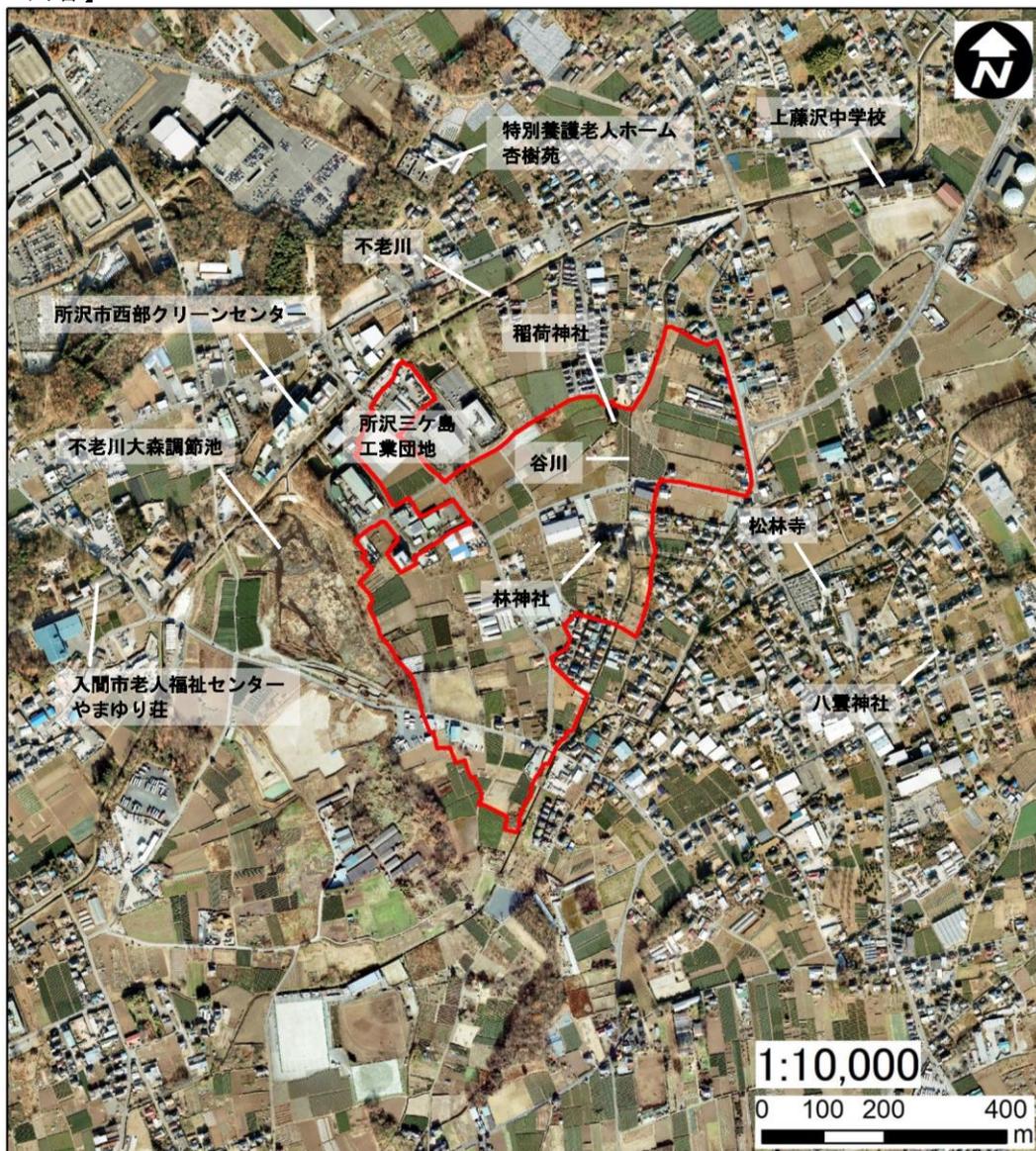
既に土地利用がされている既存所沢三ヶ島工業団地及び都市計画施設である西部クリーンセンター市民持込みステーション等を本事業の施行区域から除外し、「写真 2.3-1 計画地の状況」を変更した。

(2) 変更内容

【変更前の内容】



【変更後の内容】



凡例

 計画地

写真 2. 3-1 計画地の状況

別紙4 2.4 都市計画対象事業の規模

(1) 変更理由

既に土地利用がされている既存所沢三ヶ島工業団地及び都市計画施設である西部クリーンセンター市民持込みステーション等を本事業の施行区域から除外し、対象事業の面積について下線の箇所を変更した。

(2) 変更内容

【変更前の内容】

2.4 都市計画対象事業の規模

対象事業の面積は、29.8haである。

【変更後の内容】

2.4 都市計画対象事業の規模

対象事業の面積は、24.4haである。

別紙5 2.5 都市計画対象事業の実施期間

(1) 変更理由

事業計画の検討を進めることにより、事業の実施予定時期について下線の箇所及び「表 2.5-1 対象事業の実施予定時期」を変更した。

(2) 変更内容

【変更前の内容】

2.5 都市計画対象事業の実施期間

対象事業の工程を表 2.5-1 に示す。

土地区画整理事業における造成工事期間は、2021 年度～2025 年度の約 5 年間を計画している。

また、進出予定企業による建設工事は、2022 年度から予定し、2023 年度から、随時、供用開始を予定している。

表 2.5-1 対象事業の実施予定時期

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
環境影響評価										
測量・設計										
土地区画整理事業 造成工事										
進出企業建設工事										
進出企業供用開始										

【変更後の内容】

2.5 都市計画対象事業の実施期間

対象事業の工程を表 2.5-1 に示す。

土地区画整理事業における造成工事期間は、令和 5 年度～令和 8 年度の約 4 年間を計画している。

また、進出予定企業による建設工事は、令和 8 年度から予定し、令和 9 年度から、随時、供用開始を予定している。

表 2.5-1 対象事業の実施予定時期

項目 \ 年度	H30	H31/ R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11
環境影響評価	■											
測量・設計		■										
土地区画整理事業 造成工事					■							
進出企業建設工事									■			
進出企業供用開始										■		

別紙6 表 2.6-1 土地利用計画

(1) 変更理由

既に土地利用がされている既存所沢三ヶ島工業団地及び都市計画施設である西部クリーンセンター市民持込みステーション等を本事業の施行区域から除外し、更に事業計画の検討を進めることにより、土地利用及び道路の配置に変更が生じたため、下線の箇所及び「表 2.6-1 土地利用計画」を変更した。

(2) 変更内容

【変更前の内容】

2.6.1 土地利用計画

現時点で想定している土地利用計画を表 2.6-1 及び図 2.6-1 に示す。

土地区画整理事業では、道路・公園などの公共施設を整備するとともに、土地の形状の整理や整地を行う。本事業では、既存の工業団地を含め、産業系土地利用(約 21ha) をとり、今後、企業数に応じて分割する。

表 2.6-1 土地利用計画

		面積 (ha)	割合 (%)
公共用地	幹線道路	<u>1.0</u>	<u>3.3</u>
	<u>区画道路</u>	<u>3.0</u>	<u>10.1</u>
	河川	<u>0.2</u>	<u>0.7</u>
	公園	<u>0.4</u>	<u>1.3</u>
	調整池	<u>1.9</u>	<u>6.4</u>
	小計	<u>6.5</u>	<u>21.8</u>
民有地	産業系土地利用	<u>20.7</u>	<u>69.5</u>
	<u>(工業団地内緑地)</u>	<u>(0.7)</u>	<u>(2.3)</u>
	非産業系土地利用	<u>2.2</u>	<u>7.4</u>
	神社	0.4	<u>1.3</u>
	小計	<u>23.3</u>	<u>78.2</u>
合計	<u>29.8</u>	100.0	

【変更後の内容】

2.6.1 土地利用計画

現時点で想定している土地利用計画を表 2.6-1 及び図 2.6-1 に示す。

土地区画整理事業では、道路・公園などの公共施設を整備するとともに、土地の形状の整理や整地を行う。本事業では、~~既存の工業団地を含め~~、産業系土地利用 (約 17.5ha) をとり、今後、企業数に応じて分割する。

表 2.6-1 土地利用計画

項目		面積 (ha)	割合 (%)
公共用地	幹線道路	<u>1.4</u>	<u>5.7</u>
	補助幹線道路	0.7	2.9
	区画道路	<u>0.7</u>	<u>2.9</u>
	河川	<u>0.3</u>	<u>1.2</u>
	公園	<u>0.8</u>	<u>3.3</u>
	調整池	<u>1.3</u>	<u>5.3</u>
	小計	<u>5.2</u>	<u>21.3</u>
私有地	産業系土地利用	<u>17.5</u>	<u>71.7</u>
	(工業団地内緑地)	(0.7)	(2.9)
	非産業系土地利用	<u>1.3</u>	<u>5.3</u>
	神社	0.4	<u>1.7</u>
	小計	<u>19.2</u>	<u>78.7</u>
合計		<u>24.4</u>	100.0

別紙7 図 2.6-1 土地利用計画図

(1) 変更理由

既に土地利用がされている既存所沢三ヶ島工業団地及び都市計画施設である西部クリーンセンター市民持込みステーション等を本事業の施行区域から除外し、更に事業計画の検討を進めることにより、土地利用及び道路の配置に変更が生じたため、「図 2.6-1 土地利用計画図」を変更した。

(2) 変更内容

【変更前の内容】

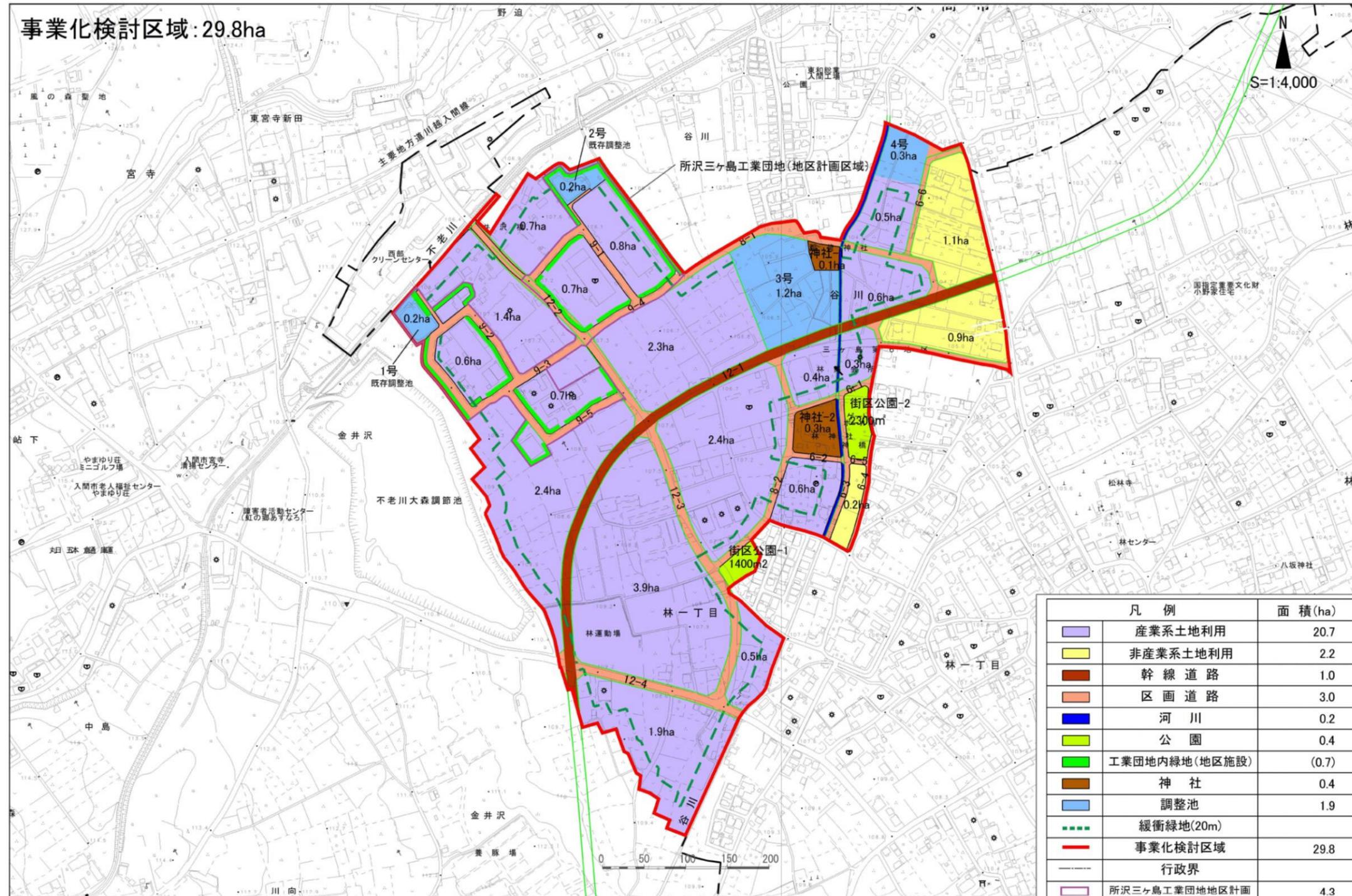
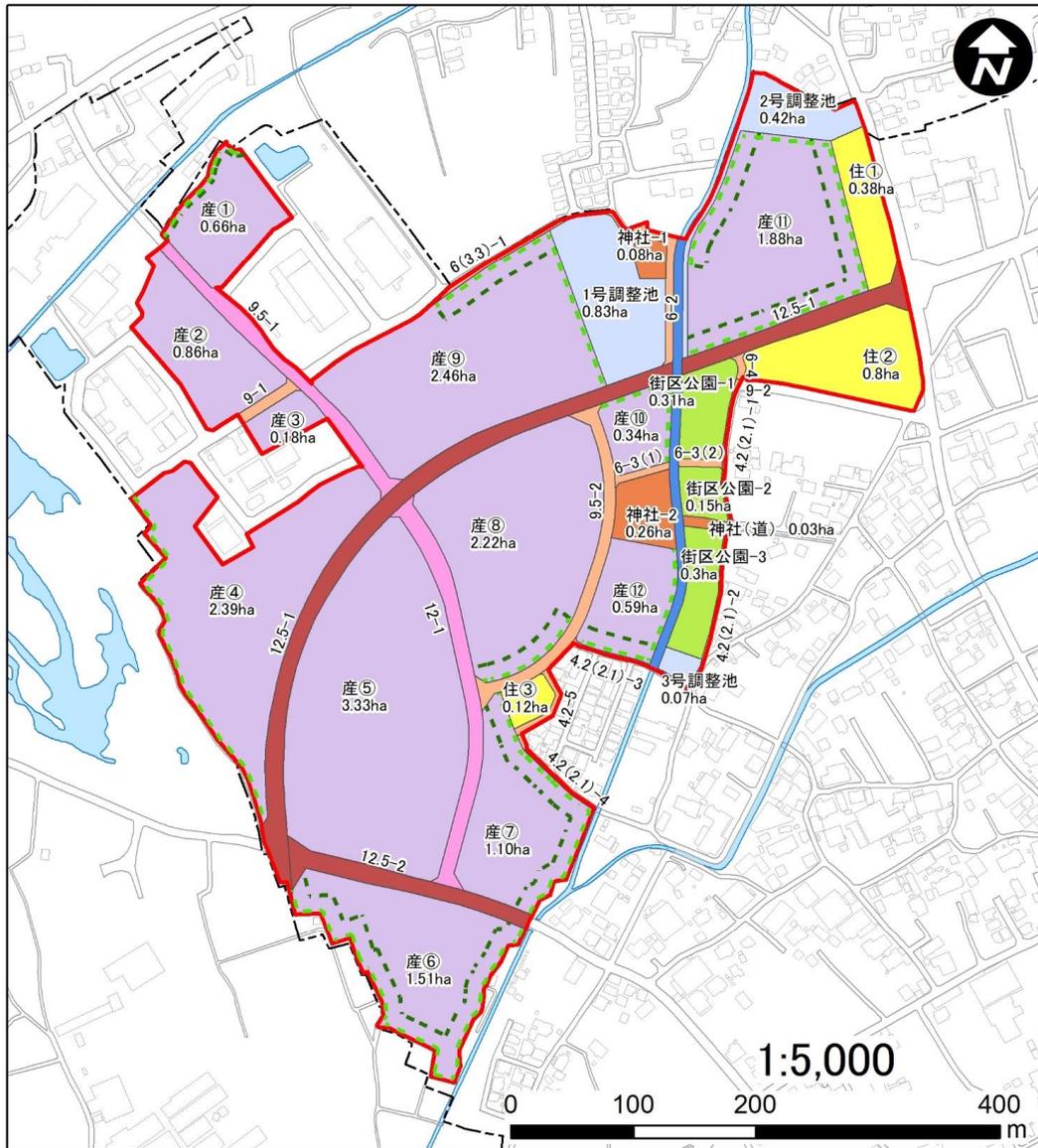


図 2.6-1 土地利用計画図

※土地利用計画は今後変更の可能性がある

【変更後の内容】



凡例

- | | | | | | | | |
|--|----------|--|---------|--|--------|--|------|
| | 計画地 | | 産業系土地利用 | | 補助幹線道路 | | 街区公園 |
| | 非産業系土地利用 | | 区画道路 | | 神社 | | 調整池 |
| | 幹線道路 | | 河川 | | | | |
- 高木植栽帯 緩衝緑地

図 2.6-1 土地利用計画図

別紙8 表 2.6-2 企業の業種等（予定）

（1）変更理由

既に土地利用がされている既存所沢三ヶ島工業団地及び都市計画施設である西部クリーンセンター市民持込みステーション等を本事業の施行区域から除外し、更に事業計画の検討を進めることにより、土地利用及び道路の配置に変更が生じたため、「表 2.6-2 企業の業種等（予定）」を変更した。

（2）変更内容

【変更前の内容】

2.6.2 企業の業種

現時点で予定される企業の業種を表 2.6-2 に示す。

表 2.6-2 企業の業種等（予定）

区分	用地面積 (ha)	企業の業種
産業系土地利用	<u>20.7</u>	製造業、物流業

【変更後の内容】

2.6.2 企業の業種

現時点で予定される企業の業種を表 2.6-2 に示す。

表 2.6-2 企業の業種等（予定）

区分	用地面積 (ha)	企業の業種
産業系土地利用	<u>17.5</u>	製造業、物流業

別紙9 図 2.6-2 供用時における関連車両の主要な走行経路

(1) 変更理由

既に土地利用がされている既存所沢三ヶ島工業団地及び都市計画施設である西部クリーンセンター市民持込みステーション等を本事業の施行区域から除外し、更に事業計画の検討を進めることにより、土地利用及び道路の配置に変更が生じたため、「図 2.6-2 供用時における関連車両の主要な走行経路」を変更した。

(2) 変更内容

【変更前の内容】

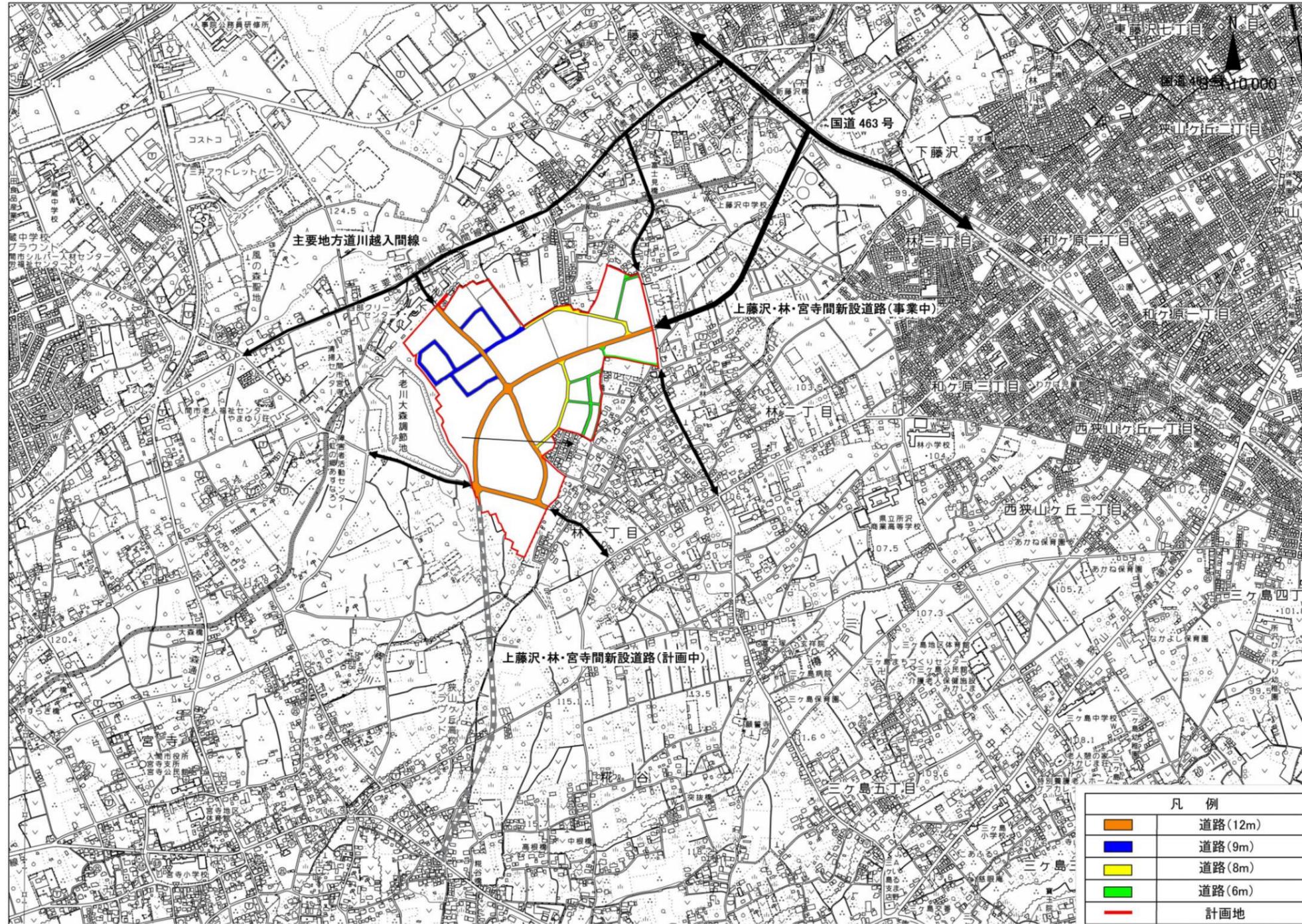
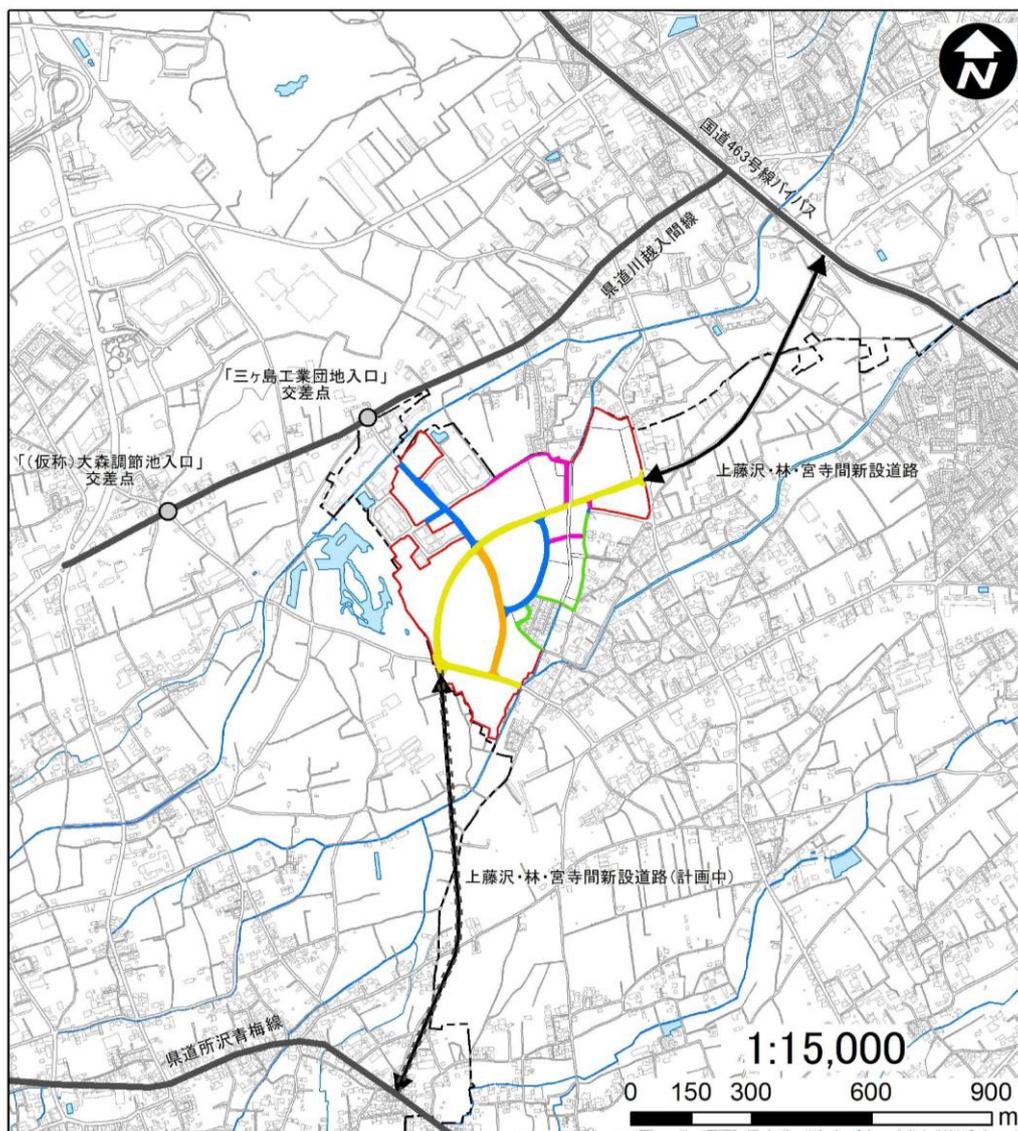


図 2.6-2 供用時における関連車両の主要な走行経路

【変更後の内容】



凡例

-
- 計画地
道路(12.5m)
道路(9m)
道路(4m)
主要な走行経路
- 道路(12m)
道路(6m)

図 2. 6-20 供用時における関連車両の主要な走行経路

別紙10 2.6.9 工事計画

(1) 変更理由

事業計画の検討を進めることにより、事業の実施予定時期について下線の箇所及び「表 2.6-3 工事工程」を変更した。

(2) 変更内容

【変更前の内容】

2.6.9 工事計画

1) 工事工程

工事工程を表 2.6-3 に示す。工事期間は、2021年度～2027年度の約7年間を計画している。

表 2.6-3 工事工程

年度	<u>2021</u>	<u>2022</u>	<u>2023</u>	<u>2024</u>	<u>2025</u>	<u>2026</u>	<u>2027</u>
準備工事	■■■■■						
土工事	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■			
用・排水工事		■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■		
道路工事		■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■		
調整池設置工事		■■■■■	■■■■■				
公園工事				■■■■■	■■■■■		
進出企業建設工事		■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■

【変更後の内容】

2.6.9 工事計画

1) 工事工程

工事工程を表 2.6-3 に示す。工事期間は、令和 5 年度～令和 11 年度の約 7 年間に計画している。

表 2.6-3 工事工程

年度	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11
準備工事	■						
廃棄物対策工事	■	■					
調整池設置工事	■	■	■				
土工事		■	■	■			
用・排水工事		■	■	■			
道路工事		■	■	■			
公園工事				■			
進出企業建設工事				■	■	■	■

別紙 11 3.2 環境影響評価項目

(1) 変更理由

事業計画の検討を進めることにより、工事内容に変更が生じ、環境影響評価項目の選定について、土壌を追加した。

(2) 変更内容

【変更前の内容】

3.2 環境影響評価項目

環境影響評価項目は、対象事業の特性と周囲の自然的、社会的状況を勘案し、「埼玉県環境影響評価技術指針」に示す「工業団地・流通業務施設」の環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表に準拠して選定した。

本事業においては、表 3-2 に示すとおり、大気質、騒音・低周波音、振動、悪臭、水質、水象、動物、植物、生態系、景観、自然とのふれあいの場、史跡・文化財、日照障害、電波障害、廃棄物等、温室効果ガス等の 16 項目 を選定した。

本事業における環境影響評価項目として選定した理由または選定しない理由も表 3-2 に示した。

【変更後の内容】

3.2 環境影響評価項目

環境影響評価項目は、対象事業の特性と周囲の自然的、社会的状況を勘案し、「埼玉県環境影響評価技術指針」に示す「工業団地・流通業務施設」の環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表に準拠して選定した。

本事業においては、表 3-2 に示すとおり、大気質、騒音・低周波音、振動、悪臭、水質、水象、土壌、動物、植物、生態系、景観、自然とのふれあいの場、史跡・文化財、日照障害、電波障害、廃棄物等、温室効果ガス等の 17 項目 を選定した。

本事業における環境影響評価項目として選定した理由または選定しない理由も表 3-2 に示した。

別紙12 表3-2 環境影響要因及び調査・予測・評価の項目との関連表

(1) 変更理由

事業計画の検討を進めることにより、工事内容に変更が生じ、「表3-2 環境影響要因及び調査・予測・評価の項目との関連表」について、水質、土壌の記載内容を変更した。

(2) 変更内容

【変更前の内容】

表3-2 環境影響要因及び調査・予測・評価の項目との関連表

調査・予測・評価の項目	環境影響要因		工事		存在・供用				選定の可否	選定した理由または選定しない理由				
	建設機械の稼働	資材運搬等の車両の走行	造成等の工事	造成地の存在	施設の存在	施設の稼働	自動車交通の発生							
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	○	○			○	○	○	工事	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行に伴う排ガスによる影響が考えられる。			
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物					○		○	供用	施設の稼働、自動車交通の発生に伴う排ガスによる影響が考えられる。			
		浮遊粒子状物質	◎	◎				○	○	○	工事	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行に伴う排ガスによる影響が考えられる。		
		微小粒子状物質						○	○	○	供用	施設の稼働、自動車交通の発生に伴う排ガスによる影響が考えられる。		
		炭化水素							○	○	供用	自動車交通の発生に伴う排ガスによる影響が考えられる。		
		粉じん	○	○	○					○	工事	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事に伴う粉じんによる影響が考えられる。		
		水銀等（水銀及びその化合物） その他の大気質に係る有害物質等							×	×	供用	石炭火力発電所、廃棄物焼却設備等、水銀等を排出する事業者の進出は想定していない。 有害物質等を排出する事業者が進出する可能性があり、施設の稼働に伴う排ガスによる影響が考えられる。		
	騒音・低周波音	騒音	○	○					○	○	○	工事	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行に伴う騒音による影響が考えられる。	
		低周波音							○	○	○	供用	施設の稼働に伴う低周波音による影響が考えられる。	
	振動	振動	○	○					○	○	○	工事	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行に伴う振動による影響が考えられる。	
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度							○	○	○	供用	臭気を発生させる事業者が進出する可能性があり、施設の稼働に伴う臭気による影響が考えられる。	
		特定悪臭物質												
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量							×	×	供用	施設の稼働に伴う汚水排水は、公共下水道へ放流し、公共用水域へは直接放流しない。	
			浮遊物質			○					○	工事	造成等の工事により、降雨時に伴う濁水による影響が考えられる。	
			窒素及び燐								×	×	供用	施設の稼働に伴う汚水排水は、公共下水道へ放流し、公共用水域へは直接放流しない。
			水温											
			水素イオン濃度											
			溶存酸素量											
			その他の生活環境項目											
		底質	健康項目等								×	×	供用	施設の稼働に伴う汚水排水は、公共下水道へ放流し、公共用水域へは直接放流しない。
			強熱減量											
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量											
	底質に係る有害物質等								×	×	供用	施設の稼働に伴う汚水排水は、公共下水道へ放流し、公共用水域へは直接放流しない。		
	地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目								×	×	供用	施設の稼働に伴う汚水排水は、公共下水道へ放流し、公共用水域へは直接放流しない。また、進出企業に対し、有害物質を含む薬剤等の適正な管理・保管や事故防止を徹底させる。	
	水象	河川等の流量、流速及び水位						○			○	存在	造成地の存在、施設の存在に伴う雨水流出量の変化による影響が考えられる。	
		地下水の水位及び水脈						△			○	存在	計画地周辺に湧水が存在し、造成地の存在に伴う地下水の水位及び水脈の変化による影響が考えられる。	
		温泉及び鉱泉												
堤防、水門、ダム等の施設														
土壌	土壌に係る有害項目									×	×	供用	進出企業に対し、有害物質を含む薬剤等の適正な管理・保管や事故防止を徹底させる。	
地盤	地盤沈下					×				×	×	存在	計画地は水田地帯ではなく、県の調査によると、計画地及びその周辺には問題となる地盤沈下は発生していない。	
	土地の安定性				×	×				×	×	工事	計画地は平坦な地形であり、本事業においては、斜面における安定計算を必要とするような大規模な盛土工事は実施しない。	
	地形及び地質（重要な地形及び地質を含む。）				×					×	×	存在	計画地は平坦な地形であり、本事業においては、斜面における安定計算を必要とするような大規模な盛土法面は出現しない。	
地表	表土の状況及び生産性					×				×	×	存在	計画地に学術上重要な地形・地質は存在しない。	
						×				×	×	存在	本事業は産業系土地利用の計画であり、農地や林地としての土地利用の計画は無い。	
動物	保全すべき種		○							○	○	工事	工事の実施に伴う保全すべき種及びその生息環境への影響が考えられる。	
	保全すべき種									○	○	存在	造成地の存在に伴う保全すべき種及びその生息環境への影響が考えられる。	
	保全すべき種				○	○				○	○	工事	造成等の工事に伴う保全すべき種及びその生育環境への影響が考えられる。	
	保全すべき種									○	○	存在	造成地の存在に伴う保全すべき種及びその生育環境への影響が考えられる。	
	保全すべき種									○	○	存在	造成地の存在に伴う保全すべき種及びその生育環境への影響が考えられる。	
植物	植生及び保全すべき群落				○	○				○	○	工事	造成等の工事に伴う植生及び保存すべき群落への影響が考えられる。	
	植生及び保全すべき群落									○	○	存在	造成地の存在に伴う植生及び保存すべき群落への影響が考えられる。	
	緑の量					×				×	×	存在	計画地及びその周辺は市街化調整区域であり、都市的地域ではない。また、本事業においては、既存工業団地内の緑地と合わせて、施行区域面積の3%を公園・緑地として確保する計画である。	
生態系	地域を特徴づける生態系		○							○	○	工事	工事の実施に伴う地域を特徴づける生態系への影響が考えられる。	
	地域を特徴づける生態系									○	○	存在	造成地の存在に伴う地域を特徴づける生態系への影響が考えられる。	

【変更後の内容】

表 3-2 環境影響要因及び調査・予測・評価の項目との関連表

調査・予測・評価の項目	環境影響要因	工事		存在・供用				選定の可否	選定した理由または選定しない理由				
		建設機械の稼働	資材運搬等の車両の走行	造成等の工事	造成地の存在	施設の存在	施設の稼働			自動車交通の発生			
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	○	○			○	○	○	工事 建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行に伴う排ガスによる影響が考えられる。			
		二酸化硫黄又は硫酸酸化物						○	○	供用 施設の稼働、自動車交通の発生に伴う排ガスによる影響が考えられる。			
		浮遊粒子状物質	◎	◎				○	○	○	工事 建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行に伴う排ガスによる影響が考えられる。		
		微小粒子状物質						○	○	○	供用 施設の稼働、自動車交通の発生に伴う排ガスによる影響が考えられる。		
		炭化水素							○	○	供用 自動車交通の発生に伴う排ガスによる影響が考えられる。		
		粉じん	○	○	○					○	工事 建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事に伴う粉じんによる影響が考えられる。		
		水銀等（水銀及びその化合物） その他の大気質に係る有害物質等						×	×	○	供用 石炭火力発電所、廃棄物焼却設備等、水銀等を排出する事業者の進出は想定していない。		
	騒音・低周波音	騒音	○	○					○	○	○	工事 建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行に伴う騒音による影響が考えられる。	
		低周波音							○	○	○	供用 施設の稼働に伴う低周波音による影響が考えられる。	
	振動	振動	○	○					○	○	○	工事 建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行に伴う振動による影響が考えられる。	
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度							○	○	○	供用 臭気を発生させる事業者が進出する可能性があり、施設の稼働に伴う臭気による影響が考えられる。	
		特定悪臭物質										—	
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量						×	×	○	供用 施設の稼働に伴う汚水排水は、公共下水道へ放流し、公共用水域へは直接放流しない。	
			浮遊物質			○					○	工事 造成等の工事により、降雨時に伴う濁水による影響が考えられる。	
			窒素及び燐							×	×	○	供用 施設の稼働に伴う汚水排水は、公共下水道へ放流し、公共用水域へは直接放流しない。
			水温									—	
			水素イオン濃度									—	
			溶存酸素量									—	
			その他の生活環境項目									—	
		健康項目等						×	×	○	供用 施設の稼働に伴う汚水排水は、公共下水道へ放流し、公共用水域へは直接放流しない。		
		底質	強熱減量									—	
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量									—	
	底質に係る有害物質等							×	×	○	供用 施設の稼働に伴う汚水排水は、公共下水道へ放流し、公共用水域へは直接放流しない。		
	地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目		◎					×	×	○	工事 造成等の工事（廃棄物対策工事）により、地下水の水質への影響が考えられる。	
	水象	河川等の流量、流速及び水位					○				○	存在 造成地の存在、施設の存在に伴う雨水流出量の変化による影響が考えられる。	
		地下水の水位及び水脈					△				○	存在 計画地周辺に湧水が存在し、造成地の存在に伴う地下水の水位及び水脈の変化による影響が考えられる。	
		温泉及び鉱泉									—		
堤防、水門、ダム等の施設										—			
土壌	土壌に係る有害項目		◎							○	工事 造成等の工事（廃棄物対策工事）により、土壌への影響が考えられる。		
地盤	地盤沈下				×					×	存在 計画地は水田地帯ではなく、県の調査によると、計画地及びその周辺には問題となる地盤沈下は発生していない。		
	土地の安定性			×	×					×	存在 計画地は平坦な地形であり、本事業においては、斜面における安定計算を必要とするような大規模な盛土工事は実施しない。		
	地形及び地質（重要な地形及び地質を含む。）				×					×	存在 計画地に学術上重要な地形・地質は存在しない。		
地表	表土の状況及び生産性				×					×	存在 本事業は産業系土地利用の計画であり、農地や林地としての土地利用の計画は無い。		
	動物	保全すべき種		○						○	○	○	工事 工事の実施に伴う保全すべき種及びその生息環境への影響が考えられる。
植物	保全すべき種	保全すべき種			○	○				○	○	○	存在 造成地の存在に伴う保全すべき種及びその生息環境への影響が考えられる。
		植生及び保全すべき群落			○	○				○	○	○	存在 造成地の存在に伴う植生及び保存すべき群落への影響が考えられる。
	緑の量	緑の量				×					×	○	存在 計画地及びその周辺は市街化調整区域であり、都市的地域ではない。また、本事業においては、既存工業団地内の緑地と合わせて、施行区域面積の3%を公園・緑地として確保する計画である。
		生態系	地域を特徴づける生態系		○	○					○	○	○

別紙13 4.1 大気質

(1) 変更理由

進出予定企業に、石炭火力発電所、廃棄物焼却設備等、水銀等を排出する事業者を想定していないことから、記載内容を変更した。

(2) 変更内容

【変更前の内容】

環境影響要因		予測及び評価の手法					評価の手法		
環境要素		予測内容	予測地域・予測地点	予測内容時期等	予測方法	予測の前提条件	回避、低減に係る評価	基準又は目標との整合性に係る評価	環境の保全に関する配慮方針
工事による影響	建設機械の稼働	建設機械の稼働に伴う二酸化窒素（窒素酸化物）の濃度（長期平均濃度）の変化	1. 予測地域調査地域と同様とする。 2. 予測地点予測地域全域とし、住居地域、学校等、特に保全すべき対象等及び土地利用等を考慮する。	建設機械の稼働台数が最大となる時期とする。	ブルーム式及びパフ式を基本とした拡散モデルによる数値計算とする。	・事業計画及び保全対策 ・将来の大気汚染濃度又は周辺発生源の状況 ・将来の保全対象の状況 ※予測の「バックグラウンド」濃度は、最寄りの一般局である入間局もしくは所沢市北野の測定値を使用する。	大気汚染物質濃度の変化による人の健康及び自然環境への影響について、その回避・低減が最大限図られているか	以下の基準・目標等との整合性が図られているか ・環境基準（環境基本法） 「二酸化窒素に係る環境基準」 日平均値 0.04～0.06ppm 又はそれ以下	建設機械の集中稼働ができるだけ生じないよう、計画的かつ効率的な工事計画を十分に検討するとともに、機械の選定、運用の各段階で排出ガスの影響を極力低減するよう配慮する。
	浮遊粒子状物質	建設機械の稼働に伴う浮遊粒子状物質の大気中の濃度（長期平均濃度）の変化					以下の基準・目標等との整合性が図られているか ・環境基準（環境基本法） 「浮遊粒子状物質に係る環境基準」 日平均値 0.10mg/m ³ 以下		
	資材等の運搬	資材等の運搬車両の道路交通に伴う二酸化窒素（窒素酸化物）の大気中の濃度	1. 予測地域調査地域と同様とする。 2. 予測地点事業予定地境界とし、住居地域、学校等、特に保全すべき対象等及び土地利用等を考慮する。	資材等の運搬に用いる車両の運行台数が最大となる時期とする。	ブルーム式及びパフ式を基本とした拡散モデルによる数値計算とする。	・事業計画及び保全対策 ・将来の大気汚染濃度又は周辺発生源の状況 ・将来の保全対象の状況 ※予測の「バックグラウンド」濃度は、最寄りの一般局である入間局もしくは所沢市北野の測定値を使用する。	以下の基準・目標等との整合性が図られているか ・環境基準（環境基本法） 「二酸化窒素に係る環境基準」 日平均値 0.04～0.06ppm 又はそれ以下	資材の搬入搬出が極端に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努めるとともに、車両の選定、運用の各段階で排出ガスの影響を極力低減するよう配慮する。	
	浮遊粒子状物質	資材等の運搬車両の道路交通に伴う浮遊粒子状物質の大気中の濃度					以下の基準・目標等との整合性が図られているか ・環境基準（環境基本法） 「浮遊粒子状物質に係る環境基準」 日平均値 0.10mg/m ³ 以下		
造成等の工事	降下ばいじん	切土・盛土・掘削に伴う粉じんの大気中の濃度	1. 予測地域調査地域と同様とする。 2. 予測地点予測地域全域とし、住居地域、学校等、特に保全すべき対象等及び土地利用等を考慮する。	造成工事の最盛期とする。	事業特性及び地域特性を勘案し、類似事例の引用及び気象条件の解析等とする。	・事業計画及び保全対策 ・将来の大気汚染濃度又は周辺発生源の状況 ・将来の保全対象の状況	参考値として、降下ばいじんの指標との整合性が図られているか ・スパイクタイヤ粉じんの発生防止に関する法律の施行について（平成2年 環大自）による「スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標」（20t/km ² /月以下）と降下ばいじん量の比較的高い地域の値（10t/km ² /月；平成5年度～平成9年度に全国の一般局で測定された降下ばいじん量のデータから上位2%を除外して得られた値）との差	造成中の裸地や仮設道路から粉じんが飛散しないよう、適宜散水を行い、工事区域を出る車両のタイヤの洗浄等の対策を講じる。	
供用による影響	自動車交通の発生	自動車交通の発生に伴う二酸化窒素の大気中の濃度	1. 予測地域調査地域と同様とする。 2. 予測地点予測地域全域とし、住居地域、学校等、特に保全すべき対象等及び土地利用等を考慮する。	供用後の事業活動が概ね定常状態に達した時期とする。	ブルーム式及びパフ式を基本とした拡散モデルによる数値計算とする。	・事業計画及び保全対策 ・将来の大気汚染濃度又は周辺発生源の状況 ・将来の保全対象の状況 ※予測の「バックグラウンド」濃度は、最寄りの一般局である入間局もしくは所沢市北野の測定値を使用する。	以下の基準・目標等との整合性が図られているか ・環境基準（環境基本法） 「二酸化窒素に係る環境基準」 日平均値 0.04～0.06ppm 又はそれ以下	各進出企業に対して、関連車両による搬入搬出が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理を求める。	
	浮遊粒子状物質	自動車交通の発生に伴う浮遊粒子状物質の大気中の濃度					以下の基準・目標等との整合性が図られているか ・環境基準（環境基本法） 「浮遊粒子状物質に係る環境基準」 日平均値 0.10mg/m ³ 以下		
施設の稼働	二酸化硫黄	施設の稼働に伴う二酸化硫黄の大気中の濃度	1. 予測地域調査地域と同様とする。 2. 予測地点予測地域全域とし、住居地域、学校等、特に保全すべき対象等及び土地利用等を考慮する。	供用後の事業活動が概ね定常状態に達した時期とする。	立地業種を想定したうえで、ブルーム式及びパフ式を基本とした拡散モデルによる数値計算とする。	・事業計画及び保全対策 ・将来の大気汚染濃度又は周辺発生源の状況 ・将来の保全対象の状況 ※予測の「バックグラウンド」濃度は、最寄りの一般局である入間局もしくは所沢市北野の測定値を使用する。	以下の基準・目標等との整合性が図られているか ・環境基準（環境基本法） 「二酸化硫黄に係る環境基準」 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下	進出企業に対して「大気汚染防止法」（昭和43年法律第97号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成13年埼玉県条例第57号）に定める規制基準の遵守を求める。	
	二酸化窒素	施設の稼働に伴う二酸化窒素の大気中の濃度					以下の基準・目標等との整合性が図られているか ・環境基準（環境基本法） 「二酸化窒素に係る環境基準」 日平均値 0.04～0.06ppm 又はそれ以下		
	浮遊粒子状物質	施設の稼働に伴う浮遊粒子状物質の大気中の濃度					以下の基準・目標等との整合性が図られているか ・環境基準（環境基本法） 「浮遊粒子状物質に係る環境基準」 日平均値 0.10mg/m ³ 以下		
	水銀等	施設の稼働に伴う水銀等の大気中の濃度					以下の基準・目標等との整合性が図られているか ・「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値」 年平均値 40ngHg/m ³		
	有害物質	施設の稼働に伴う有害物質の大気中の濃度					以下の基準・目標等との整合性が図られているか ・環境基準（環境基本法）		

注) 微小粒子状物質については、発生源や大気中の動態等の仕組みが解明されておらず、公に認知された予測手法がないため、現地調査のみで、予測は実施しないこととする。

【変更後の内容】

＜予測及び評価の手法＞

環境影響要因	環境要素	予測の手法				
		予測内容	予測地域・予測地点	予測内容時期等	予測方法	予測の前提条件
工事による影響	建設機械の稼働	建設機械の稼働に伴う二酸化窒素(窒素酸化物)の濃度(長期平均濃度)の変化	1. 予測地域調査地域と同様とする。 2. 予測地点予測地域全域とし、住居地域、学校等、特に保全すべき対象等及び土地利用等を考慮する。	建設機械の稼働台数が最大となる時期とする。	ブルーム式及びパフ式を基本とした拡散モデルによる数値計算とする。	・事業計画及び保全対策 ・将来の大気汚染濃度又は周辺発生源の状況 ・将来の保全対象の状況 ※予測のバックグラウンド濃度は、最寄りの一般局である入間局もしくは所沢市北野の測定値を使用する。
	浮遊粒子状物質	建設機械の稼働に伴う浮遊粒子状物質の濃度(長期平均濃度)の変化	同上	同上	同上	同上
	資材等の運搬	資材等の運搬車両の道路交通に伴う二酸化窒素(窒素酸化物)の大気中の濃度	1. 予測地域調査地域と同様とする。 2. 予測地点事業予定境界とし、住居地域、学校等、特に保全すべき対象等及び土地利用等を考慮する。	資材等の運搬に用いる車両の運行台数が最大となる時期とする。	ブルーム式及びパフ式を基本とした拡散モデルによる数値計算とする。	・事業計画及び保全対策 ・将来の大気汚染濃度又は周辺発生源の状況 ・将来の保全対象の状況 ※予測のバックグラウンド濃度は、最寄りの一般局である入間局もしくは所沢市北野の測定値を使用する。
	浮遊粒子状物質	資材等の運搬車両の道路交通に伴う浮遊粒子状物質の大気中の濃度	同上	同上	同上	同上
造成等の工事	降下ばいじん	切土・盛土・掘削に伴う粉じんの濃度	1. 予測地域調査地域と同様とする。 2. 予測地点予測地域全域とし、住居地域、学校等、特に保全すべき対象等及び土地利用等を考慮する。	造成工事の最盛期とする。	事業特性及び地域特性を勘案し、類似事例の引用及び気象条件の解析等とする。	・事業計画及び保全対策 ・将来の大気汚染濃度又は周辺発生源の状況 ・将来の保全対象の状況
	自動車交通の発生	自動車交通の発生に伴う二酸化窒素の大気中の濃度	1. 予測地域調査地域と同様とする。 2. 予測地点予測地域全域とし、住居地域、学校等、特に保全すべき対象等及び土地利用等を考慮する。	供用後の事業活動が概ね定常状態に達した時期とする。	ブルーム式及びパフ式を基本とした拡散モデルによる数値計算とする。	・事業計画及び保全対策 ・将来の大気汚染濃度又は周辺発生源の状況 ・将来の保全対象の状況 ※予測のバックグラウンド濃度は、最寄りの一般局である入間局もしくは所沢市北野の測定値を使用する。
供用による影響	二酸化硫黄	施設の稼働に伴う二酸化硫黄の大気中の濃度	1. 予測地域調査地域と同様とする。 2. 予測地点予測地域全域とし、住居地域、学校等、特に保全すべき対象等及び土地利用等を考慮する。	供用後の事業活動が概ね定常状態に達した時期とする。	立地業種を想定したうえで、ブルーム式及びパフ式を基本とした拡散モデルによる数値計算とする。	・事業計画及び保全対策 ・将来の大気汚染濃度又は周辺発生源の状況 ・将来の保全対象の状況 ※予測のバックグラウンド濃度は、最寄りの一般局である入間局もしくは所沢市北野の測定値を使用する。
	二酸化窒素	施設の稼働に伴う二酸化窒素の大気中の濃度	同上	同上	同上	同上
	浮遊粒子状物質	施設の稼働に伴う浮遊粒子状物質の大気中の濃度	同上	同上	同上	同上
	水銀	施設の稼働に伴う水銀の大気中の濃度	同上	同上	同上	同上
	有害物質	施設の稼働に伴う有害物質の大気中の濃度	同上	同上	同上	同上

評価の手法		
回避、低減に係る評価	基準又は目標との整合性に係る評価	環境の保全に関する配慮方針
大気汚染物質濃度の変化による人の健康及び自然環境への影響について、その回避・低減が最大限図られているか	以下の基準・目標等との整合性が図られているか ・環境基準(環境基本法) 「二酸化窒素に係る環境基準」 日平均値 0.04～0.06ppm 又はそれ以下	建設機械の集中稼働ができるだけ生じないよう、計画的かつ効率的な工事計画を十分に検討するとともに、機械の選定、運用の各段階で排出ガスの影響を極力低減するよう配慮する。
	以下の基準・目標等との整合性が図られているか ・環境基準(環境基本法) 「浮遊粒子状物質に係る環境基準」 日平均値 0.10mg/m ³ 以下	同上
	以下の基準・目標等との整合性が図られているか ・環境基準(環境基本法) 「二酸化窒素に係る環境基準」 日平均値 0.04～0.06ppm 又はそれ以下	資材の搬入搬出が極端に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努めるとともに、車両の選定、運用の各段階で排出ガスの影響を極力低減するよう配慮する。
	以下の基準・目標等との整合性が図られているか ・環境基準(環境基本法) 「浮遊粒子状物質に係る環境基準」 日平均値 0.10mg/m ³ 以下	同上
参考値として、降下ばいじんの指標との整合性が図られているか ・スパイクタイヤ粉じんの発生防止に関する法律の施行について(平成2年 環大自)による「スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標」(20t/km ² /月以下)と降下ばいじん量の比較的高い地域の値(10t/km ² /月;平成5年度～平成9年度に全国の一般局で測定された降下ばいじん量のデータから上位2%を除外して得られた値)との差 10t/km ² /月以下	同上	造成中の裸地や仮設道路から粉じんが飛散しないよう、適宜散水を行い、工事区域を出る車両のタイヤの洗浄等の対策を講じる。
自動車交通の発生	以下の基準・目標等との整合性が図られているか ・環境基準(環境基本法) 「二酸化窒素に係る環境基準」 日平均値 0.04～0.06ppm 又はそれ以下	各進出企業に対して、関連車両による搬入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理を求める。
	以下の基準・目標等との整合性が図られているか ・環境基準(環境基本法) 「浮遊粒子状物質に係る環境基準」 日平均値 0.10mg/m ³ 以下	同上
	以下の基準・目標等との整合性が図られているか ・中央公害対策審議会答申 「炭化水素に係る指針」 午前6時から午前9時までの3時間平均値が0.20ppmC から0.31ppmC の範囲内、またはそれ以下であること	同上
	以下の基準・目標等との整合性が図られているか ・環境基準(環境基本法) 「二酸化いおうに係る環境基準」 1時間値の1日平均値が0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm 以下	進出企業に対して「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号)及び「埼玉県生活環境保全条例」(平成13年埼玉県条例第57号)に定める規制基準の遵守を求める。
	以下の基準・目標等との整合性が図られているか ・環境基準(環境基本法) 「二酸化窒素に係る環境基準」 日平均値 0.04～0.06ppm 又はそれ以下	同上
以下の基準・目標等との整合性が図られているか ・環境基準(環境基本法) 「浮遊粒子状物質に係る環境基準」 日平均値 0.10mg/m ³ 以下	同上	
以下の基準・目標等との整合性が図られているか ・環境基準(環境基本法) 「浮遊粒子状物質に係る環境基準」 日平均値 0.10mg/m ³ 以下	同上	
以下の基準・目標等との整合性が図られているか ・環境基準(環境基本法) 「浮遊粒子状物質に係る環境基準」 日平均値 0.10mg/m ³ 以下	同上	
以下の基準・目標等との整合性が図られているか ・環境基準(環境基本法)	同上	同上

注) 微小粒子状物質については、発生源や大気中の動態等の仕組みが解明されておらず、公に認知された予測手法がないため、現地調査のみで、予測は実施しないこととする。